

令和2年度

CareTech 効果実証サポート事業補助金応募要項

【募集期間】

開始：4月1日（水） 締切：11月30日（月）

※申請を受理次第、順次審査を実施いたします。

※期間内でも採択件数によっては、募集を終了する場合があります。

【申請書提出先・問い合わせ先】

仙台フィンランド健康福祉センター 事業創成国際館

〒981-0962

仙台市青葉区水の森 3-24-1 TEL 022-303-2666 FAX 022-303-2667

E-mail rdunit@sendai.fwbc.jp

※問い合わせの対応時間は土日祝日を除く、9時～17時です。

※申請様式は仙台フィンランド健康福祉センターのHPからダウンロード可能です。

【注意】※令和2年4月1日現在

応募に際しては、必ず「7 その他の支援措置」における注意書きを必ずご確認ください。

仙台フィンランド健康福祉センター 事業創成国際館

目次

1	事業の目的.....	1
2	補助事業者.....	2
3	補助対象事業.....	2
4	補助対象経費.....	3
5	採択件数.....	3
6	補助率等.....	3
7	その他支援措置.....	4
8	応募手続き.....	5
9	審査会.....	6
10	留意点.....	7
11	その他.....	7

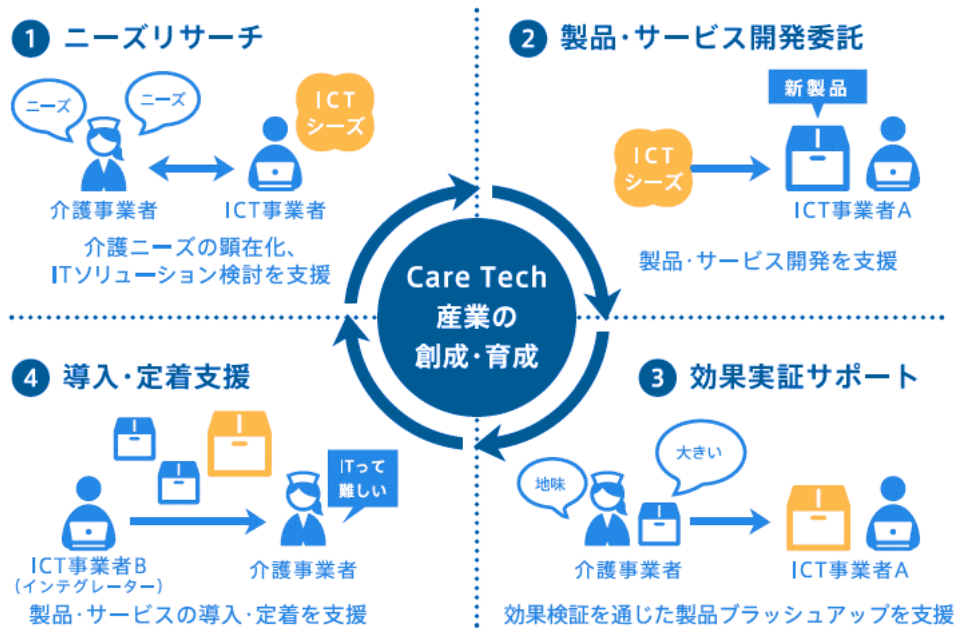
1 事業の目的

仙台フィンランド健康福祉センターでは、仙台市における CareTech 関連産業の創出及び振興のため、市内中小企業者が行う実証試験に要する費用の一部に対し、予算の範囲内にて補助金を交付します。

市内 ICT 事業者介護現場の実証試験フィールドを提供し、ICT 技術が介護現場の種々の問題に与える効果を検証するとともに、ICT の実用化及び利活用を促進し、本市内における CareTech 産業の創出、振興につなげます。

CareTech Solution Hub

仙台フィンランド健康福祉センター(仙台市産業振興事業団)では仙台市との連携の下、介護(Care)とIT(Technology)の融合(CareTech: ケアテック)をテーマとして、ICT 事業者の介護分野への新事業展開を推進しており、介護現場の労働負担の軽減や生産性の向上、高齢者の自立等につながる IT 製品・サービスの開発をサポートします。



2 補助事業者

補助対象事業者は以下の（イ）～（ニ）のいずれかを満たす中小企業者（中小企業基本法第二条第一項のいずれかに該当する者）または個人事業主とします。

- （イ） 仙台市に事業所又は生産拠点を有している
- （ロ） 仙台市に事業所開設の予定がある
- （ハ） 仙台市の中小企業と連携し補助事業を行う
- （ニ） 補助事業の実施によって、補助事業に協力する仙台市内の介護事業所が抱える課題解決に資する

かつ補助事業者を行おうとするものは以下の要件を全て満たしている必要があります。

- 仙台市税又は申請時点で主たる事業所所在地の市町村民税を滞納していないこと。並びに税の滞納がないことの証明書（原本）を提出できること。
- 令和 2 年度内に本補助金の交付を受けていないこと、又は令和 2 年度に本補助金の交付を受けた補助事業が完結していること。
- 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号の規定されるもの）又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者が経営、運営に関係していないこと。

3 補助対象事業

補助対象事業は以下の要件をすべて満たす事業とします。

- 介護現場が抱える課題の解決を目的とした、自社で開発・製造した既存の ICT 機器・サービス、または開発中あるいは機能を拡充中の ICT 機器・サービス（試作品）等を用いた実証試験を行うこと。
- 原則、仙台市内で実証試験を行うこと。

※実証試験にあたっては、仙台フィンランド健康福祉センターおよびセンターの運営主体である仙台市産業振興事業団より「7 その他の支援措置」が受けられます。

※実証試験に申請のあった製品の安全性については、あらかじめ申請企業等が調査・検証し、その責任を負うことを前提としています。後述のアドバイスカウンスルについては、あくまでも「有識者による実証試験前の安全性の確認」としてお考え下さい。

※大学や研究機関、他企業との連携による申請も可能とします。連携先は所在地を問いません（連携先は補助金の交付対象外となります）。

※以下の場合には補助対象となりません。

- 申請事業に対して既に他公的機関の補助金等を活用している場合
 - その他、仙台フィンランド健康福祉センターが不相当と認める場合
- ※医療機器並びに侵襲（※）性の高い製品・サービスに関する実証試験については実施をお断りさせていただきます。あらかじめご了承下さい。
- （※）侵襲とは医学用語で、生体の内部環境（身体・精神問わず）の恒常性を乱す可能性のある刺激全般、またはその程度を指します。

4 補助対象経費

対象経費は以下の通りです。

経費区分	補足
謝金	補助事業の実施に当たり、必要な技術指導および場所の提供等を行った者に対して支払われる経費
旅費	補助事業の遂行のために必要な交通費
運搬費	補助事業に使用する機器の運搬のための経費
機器使用料	補助事業の遂行のために必要な機器のレンタル、リース等にかかる経費
材料費	補助事業の実施に当たり、必要な物品を購入する場合に必要な経費
外注加工費	補助事業に必要な作業の一部を他者に委託する場合に要する経費
印刷製本費	補助事業に必要な印刷物（アンケート・製品仕様書等）の印刷等に要する経費
保険料	補助事業における実証試験の際に加入する賠償責任保険等にかかる経費
会場使用料	補助事業の遂行のために必要な会場等の使用にかかった経費
その他の経費	その他、理事長が特に必要と認める経費

5 採択件数

最大3件程度を予定しております。

6 補助率等

補助率は対象経費の10分の10以内、補助上限額は20万円です。

7 その他支援措置

補助事業者に対しては、仙台フィンランド健康福祉センターより以下の支援措置を行います。

(1) 実証試験場所・参加者等の調整

補助事業者の希望する実証試験を実施することができるよう、介護現場と、実証フィールド（必要な場合は参加者等）を調整します。

また、実証試験を実施するために必要な手続き等がある場合は、事業者に対し、助言その他の支援を行います。

【注意】

令和 2 年度における実証試験場所・参加者等の調整につきましては、コロナウィルスの流行状況によって、実証期間や実証フィールド等においてご希望に沿えない可能性がございます。

ご応募の際は上記何卒ご理解ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

(2) 安全対策等

安全対策のために必要な助言を行うとともに、実証試験に起因する事故に係る損害に対する保険の加入を勧めることにより、実施者、被験者等などが安心して、安全に実証試験を行うための調整を行います。

また、必要に応じてアドバイスカウンシルを設置し、個人情報保護や、機器・サービスの安心・安全についての確認を行います。

(3) PR 活動

実証試験の実施及び成果について、仙台フィンランド健康福祉センターホームページへの掲載や報道機関への情報提供等を通じて PR 活動を行います。

8 応募手続き

(1) 募集：令和2年4月1日（水）～11月30日（月）

※審査は申請を受理次第、順次実施いたします。

※期間内でも採択件数が上限に達し次第、募集を終了する場合があります。

(2) 応募の流れ（詳細の日程については申請事業者あて個別に通知いたします）

申請書類の提出	応募要項を確認の上、必要書類を提出して下さい。
書類確認期間	応募者が申請要件に合致しているか、提出書類に不備がないかを確認します。
審査委員会	有識者による書面審査を行います。
審査結果の通知・採択結果の公表	
補助事業（実証試験）開始	経費の支払は採択時に送られる手引きに従って下さい。
補助事業（実証試験）終了	
事業実績報告書の提出	実証試験終了後、30日以内に必要書類を提出して下さい。
確定検査、補助金の請求	
補助金の支払	補助金は補助事業終了後の精算払いです。

(3) 提出書類

下記に定める書類を「仙台フィンランド健康福祉センター事業創成国際館 CareTech 効果実証サポート事業補助金担当」あてに提出して下さい。なお、提出方法は郵送、または持参によることとします。

なお、必要に応じて追加書類の提出をお願いする場合がございます。また、申請書類の返却はいたしませんのでご留意下さい。

【提出書類】

○様式第1号、及び別紙1～3（必須）

○主たる事業所の所在地における市町村民税の滞納が無いことの証明書（原本）

○その他、理事長が必要と認める書類

※補助事業者としての条件によっては別紙4,5,6のいずれかもお提出いただきます

(4) 応募回数

応募回数の制限はいたしません。同一事業者、同一事業で年度内に複数回の応募可能です。ただし、先に応募し採択された補助事業が完結していることが2回目以降の応募の条件となりますのでご注意ください。

(5) 提出先

〒981-0962 宮城県仙台市青葉区水の森3-24-1

仙台フィンランド健康福祉センター事業創成国際館

CareTech 効果実証サポート事業補助金担当 宛て

9 審査会

(1) 審査方法・交付決定

補助金の審査は、提出された資料に基づき、有識者によって構成される審査会（書面審査）によって行われます。審査は非公開、また提出資料のみを根拠として審査を行いますので、書類に不備がないよう十分ご注意ください。交付の決定は審査会の結果に基づき、理事長が決定します。

(2) 採択結果の通知

応募者全員に対して、採択又は不採択の通知を行います。

※審査の内容についてのお問い合わせには応じかねます。

(3) その他

○同一事業者が同一の内容で、仙台市又は仙台市の公的機関の補助事業や委託事業等に併願、または既に採択されている場合、重複の採択はいたしません。

○採択された場合であっても、予算の都合等により希望金額から上限金額が減額される場合があります。

○書面審査で必要と判断された場合、実証試験前に別途、アドバイスカウンシル（倫理審査会）を開催し、人権擁護への配慮や個人情報の取り扱い、安全への配慮等について審査を行います。

10 留意点

- 申請を受理した後でも書類に不備が発見された場合には、書類の訂正、再提出をお願いします。
- 経費に大きな変更がある場合、また事業の内容を大きく変更する場合などは、指定の書類を提出いただく必要があります。
- 調整の結果、評価希望項目やスケジュールについて申請時の希望に添えない場合がございます。ご了承下さい。

11 その他

本事業の採択事業者に対し、アンケート調査の実施や、補助事業終了後のヒアリングなどさせていただきます場合がございます。ご協力のほどよろしくお願いします。